

おしらせ 告知板

福島県教育委員会

管内教育相談事業

概要と利用

「管内教育相談事業」は、問題傾向や問題行動をもつ幼児・児童・生徒及びその保護者、並びに教員に対して、教育相談員が教育センター・教育相談部及び養護教育センターと連携協力しながら相談を行い、指導助言に当たることをねらいとしています。

平成三年度も昨年同様、七名の専任教育相談員と五十名の兼任教育相談員が相談に応じています。

昨年度までは、電話相談に關しましては、週一回（毎週金曜日）実施していましたが、今年度は、各教育事務所の名称を取り除き、「ふれあい教育相談」の名称に改め、電話番号だけを知らせ、週五日制で、表1により実施することになりました。

だれでも、どこからでも、どの窓口にも、学校生活・家庭生活上の不安や悩み、保護者の抱えている養

育上の諸問題、先生方の指導上の諸問題等について、気軽に相談ができるようにしました。

また、面接相談については、毎月一回、各教育事務所で定めた場所において行うこととしてあります。利用の方法については、表2のとおりです。

表1 ふれあい教育相談

■相談日 毎週月曜日から金曜日
午前8時30分～午後5時15分迄

ふれあい教育相談窓口	月	☎0245-21-1111 内線3486
	火	☎0249-35-1493 ☎0248-23-1665
	水	☎0246-22-4100
	木	☎0244-23-5222
	金	☎0242-29-5486 ☎0241-62-5365

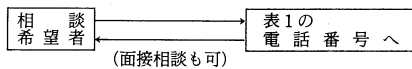
*どこへでも自由にご相談ください。

平成二年度の相談件数は、電話相談・面接相談とも元年度より増加し、中でも「登校拒否」に関する相談が

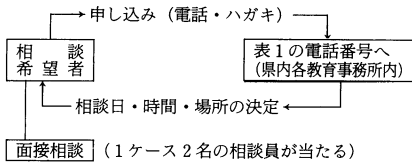
圧倒的に多くみられました。しかし、登校拒否を含む数々の相談に対して、専門的知識や豊かな経験をもった専任・兼任教育相談員の方々の適切な指導援助によって、望ましい方向へ導かれ、大きな成果をあげているところであります。

表2 教育相談の利用方法

▶ 電話による相談（毎週月曜日から金曜日）



▶ 面接による相談（毎月1回実施）



ところで、最近の教育相談に関する指導事例を見ますと、簡単には解決できない内容が多く、問題が複雑化する前の、**早期対応・早期解決**の努力が極めて重要なポイントとなっております。

したがって、日々の教育活動の場で直接児童・生徒と接している先生方には、児童・生徒の**一挙一動**をつぶさに見つめ、その変化をとらえ、問題が複雑化する前に十分な対応を

することが望まれるところであります。そのような意味においても、先生方が本教育相談事業を積極的かつ気軽に活用されまともに、児童・生徒並びに保護者の方々への啓蒙を学校ぐるみで行い、十分な活用を図るよう願っております。

全国高校総合文化祭

参加計画

第十五回全国高等学校総合文化祭は、「青春の 夢さんさん いま香川の空と海に」のテーマのもと、高校生の新しい文化の創造を目指し、若さあふれる祭典が繰り広げられます。香川県高松市を中心に十三部門にわたって、八月一日～四日まで開催される今年度は、四十七都道府県に加え、外国からも高校生が参加し、国際色豊かな大会になります。

本県からも、優秀団体や作品が次の通り参加することになっています。

- 合唱 33名 保原
- 演劇 37名 湯本
- 放送文化 8名 郡山、保原
- 美術工芸 作品 磐城女子、原町、湯本
- 書道 3名 相馬女子、福島